

工事費内訳書の取扱いについて

入札におけるダンピング防止や入札金額が適正に積算されているか等の確認のため、入札者に提出を求める工事費内訳書（以下「内訳書」という。）について、取扱いを下記のとおりとする。

1. 記載内容

- (1) 入札参加者が見積もった入札金額の内訳を、指定された様式に記載する。
- (2) 内訳書は、発注者が入札前に示した設計図書（仕様書）に対応し記載すること。
- (3) 金額の計算は全て加算にて行うこと。

2. 取扱い基準

- (1) 確認及び審査は、該当案件の開札終了後、落札候補者のみ行うものとする。内訳書が入札無効判断基準のいずれかに該当し、無効となった場合は次順位者が落札候補者となる。
- (2) 談合等不正行為の疑いがあった案件にあつては、名張市談合情報対応マニュアルの定めるところにより内訳書を確認、審査するものとする。
- (3) 提出された内訳書に不明な点があつた場合は、説明等を求めることがある。
- (4) 提出された内訳書は、書換え、引換え、撤回することはできない。
- (5) 提出された内訳書は、返却しない。
- (6) 提出された内訳書は、設計図書ではないため、これを根拠に設計変更の対象とはできないものとする。

3. 入札無効判断基準

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。ただし、当該不備が軽微な誤記であると認めるときはこの限りでない。

- (1) 内訳書が未提出である場合。
- (2) 提出された内訳書が未記載である場合。
- (3) 内訳書記載の金額と入札金額が不一致の場合。
- (4) 一括値引き、減額の項目（スクラップ評価額を除く）が計上されている場合。
- (5) 設計図書（仕様書）に対応した記載がなされていないなど、記載すべき項目が欠落している場合。
- (6) 提出された内訳書内の内訳金額の計算に誤りがある場合。（※）
- (7) 提出された内訳書に商号又は名称並びに住所及び工事名の記載が無いもの又はこれらの判別が不明な場合。
- (8) 不明な点について明確な説明がなされなかった場合。
- (9) 上記（1）から（8）に掲げるもののほか、内訳書に著しい不備がある場合。

※工事費内訳書の計算方法等については別紙「工事費内訳書の記入方法」のとおりとする。

（令和8年4月1日適用）

【別紙】

<工事費内訳書の記入方法>

工事費内訳書(入札時提出用)

工事名					住所又は所在地 商号又は名称		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
L1 管路		式	1		⑤ =②+④		
L2 施設整備		式	1		② =①		
L3 汚水排水設備工		式	1		①		
L2 全工種共通(仮設工)		式	1		④ =③		
L3 交通管理工		式	1		③		
L1 直接工事費		式	1		⑥ =⑤		
L1 共通仮設		式	1		⑧ =⑦	共通仮設費(合計)	
L2 共通仮設費(率計上)		式	1		⑦	共通仮設費(率計上)	
L1 純工事費		式	1		⑨ =⑥+⑧		
L2 現場管理費		式	1		⑩		
L1 工事原価		式	1		⑪ =⑨+⑩		
L2 一般管理費等		式	1		⑫		
L1 スクラップ評価額		式	1		⑬	←スクラップ評価額は マイナスで計上する こと	
L1 工事価格		式	1		⑭ =⑪+⑫+⑬	=表紙の工事価格 =入札金額	

※金額欄の計算方法についてはすべて加算となります。スクラップ評価額についてはマイナスで計上してください。
 なお、建築一式工事の場合において、発生材処分費を減額する際も上記と同様にマイナスで計上してください。